

# 三原市農業委員会第4回定例総会議事録

## 1. 開会日時・場所

日時 令和6年4月25日（木） 午後2時00分  
場所 三原リージョンプラザ南館2階 第2研修室

## 2. 委員の出席状況

出席委員 農業委員 19名 議席番号・氏名 次のとおり

1番	新庄 實雄	2番	花山 哲男	3番	久留本 忠美
4番	林 壽彦	5番	竹廣 愛	6番	信藤 延夫
7番	平木 時治	8番	武郷 勝巳	9番	生駒 健人
10番	山本 明雄	11番	山口 郁惠	12番	阪井 瑞枝
13番	田坂 友彦	14番	郷谷 幸男	15番	山口 龍子
16番	河村 博	17番	佐々木 豊彦	18番	井長 哲
19番	兼光 一美				

欠席委員

一番	一	一番	一	一番	一
----	---	----	---	----	---

農地利用最適化推進委員の出席状況 議席番号・氏名 次のとおり

20番	一	21番	東 久喜	22番	宮崎 幸男
23番	池原 幸伸	24番	寶田 清隆	25番	福竹 順二
26番	河本 吉重	27番	宮岡 恒輔	28番	岡田 利文
29番	佐々木 昭和	30番	一	31番	一
32番	貞元 義巳	33番	戸野 勉	34番	高下 義彦
35番	廉 賢治	36番	一	37番	松廣 真治
38番	向井 浩司				

欠席委員

20番	為清 敏治	30番	吉国 幹夫	31番	大崎 恒生
36番	宮本 洋子				

## 3. 議事録署名人

3番 久留本 忠美 18番 井長 哲

## 4. 議事説明員・職・氏名

事務局長 岡 泰彦 係長 山崎 雅樹 主査 茂見 鉄平 主任 長里 奉慶

## 5. 審議事項

- 第21号議案 農地法第3条の規定による許可申請について  
第22号議案 農地法第4条の規定による許可申請について  
第23号議案 農地法第5条の規定による許可申請について  
第24号議案 非農地証明申請について

## 6. 報告協議事項

- 農地法関係諸証明事務等について
- その他

## 7. 議事の内容

開会 午後2時00分

### —議長開会挨拶—

議長 本日の出席委員は19名中、19名で定足数に達しておりますので、第1回総会は成立しております。

会議規則第16条の規定により、議長において議事録署名者に、3番 久留本委員、18番 井長委員を指名します。

議長 議事日程は、日程第1を第21号議案とし、逐次、議案番号の順序によるものとします。  
議事進行上、発言をされる委員は挙手のうえ、議席番号、氏名、議案件数を告げ、議長の許可を受けて発言をお願いします。  
これより議案審議に入ります。

議長 日程第1 第21号議案を上程します。  
農地法第3条の規定による許可申請について、第22件から第27件を審議します。  
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書1ページをご覧ください。  
第21号議案 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。  
第22件は、○○から木原6丁目の○○が、木原6丁目○○ 地目：田 280 m<sup>2</sup>について、居住地に近く耕作に便利なため譲り受けるものです。  
第23件は、○○・○○から尾道市の○○が、中之町8丁目○○ 外4筆 地目：田 3筆 畑2筆 合計 1,842.91 m<sup>2</sup>を、住宅とともに譲り受け新規就農するものです。  
第24件は、○○から明神2丁目の○○が、長谷4丁目○○ ほか1筆 地目：田 合計 2,438 m<sup>2</sup>を、譲り受けて新規就農するものです。  
第25件は、○○から沼田東町の○○が、沼田東町末光○○ 外2筆 地目：田 合計 790 m<sup>2</sup>について、隣接地を所有しており、耕作に便利なため譲り受けるものです。  
第26件は、○○から久井町下津の○○が、久井町下津○○ 地目：田 1,813 m<sup>2</sup>を、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。  
第27件は、○○から久井町の農事組合法人 ○○が、久井町泉○○ 地目：田 5,440 m<sup>2</sup>を、以前から耕作しており、譲り受けて引き続き耕作するものです。  
以上、申請案件は全て農地法第3条の許可要件を満たしています。  
農地法第3条の規定による許可申請についての説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。  
地元委員の調査報告は、現地確認書の提出をもってこれに代え、補足で意見のある委員は発言をしてください。  
補足意見はありませんか。

・・・「意見なし」の声あり・・・

議長 補足意見がないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。  
農地法第3条の規定による許可申請、第22件から第27件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長 全員挙手であります。  
よって、農地法第3条の規定による許可申請、第22件から第27件は、全て原案のとおり許可決定することに決しました。

議長 次に、日程第2 第22号議案を上程します。  
農地法第4条の規定による許可申請について、第6件から第7件を審議します。

議長 事務局の説明を求めます。

事務局 議案書3ページをお開きください。第22号議案 農地法第4条の規定による許可申請について説明します。  
第6件は、○○が、沼田東町末広○○の一部 地目：畠 343 m<sup>2</sup>のうち 24.25 m<sup>2</sup>について、墓地に転用するもので、内容は、墓石6基、法名碑1基、進入路です。  
当該案件は、転用の許可を得ることなく、墓地に転用していることから、始末書を求め提出されています。  
第7件は、○○が、本郷町船木○○ 地目：畠 153 m<sup>2</sup>について、併用地の宅地1筆 516.63

m<sup>2</sup>とともに宅地に転用するもので、内容は、住宅1棟、倉庫2棟です。

当該案件は、転用の許可を得ることなく、宅地に転用していることから、始末書を求め提出されています。

申請地の農地区分は、いずれも第2種農地です。

許可基準は、いずれも「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で、「農地法第4条第6項第2号」の「申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。

農地法第4条の規定による許可申請についての説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

地元委員の調査報告は、現地確認書の提出をもってこれに変え、補足で意見のある委員は発言をしてください。

補足意見はありませんか。

・・・「意見なし」の声あり・・・

議長

補足意見がないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議長

質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。

農地法第4条の規定による許可申請、第6件から第7件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は举手願います。

議長

全員举手であります。

よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議長

次に、日程第3 第23号議案を上程します。

農地法第5条の規定による許可申請について、第54件から第62件を審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案書4ページをご覧ください。第23号議案 農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

はじめに、申請の取り下げがありましたので報告いたします。

第56件から第58件について、申請者から、転用計画が変更になる可能性があるため、取下げを行い、後日改めて転用許可申請を行うとの申し出がありました。よって、第56件から第58件までの削除をお願いします。

それでは議案について説明いたします。

第54件は、○○から、株式会社○○が、沼田3丁目○○ 地目:田 1,147 m<sup>2</sup>について、所有権の移転を受け、太陽光発電事業に転用するもので、内容は、太陽光パネル180枚、8棟、発電量49.5kW規模です。

第55件は、○○から、宗教法人 ○○が、沼田東町両名○○外1筆 地目:田及び畠 合計611 m<sup>2</sup>について、所有権の移転を受け、駐車場に転用するもので、内容は、駐車場16区画、簡易トイレ1棟です。

当該案件は、転用の許可を得ることなく、駐車場に転用していることから、始末書を求め提出されています。

第59件は、○○から、株式会社○○が、鷺浦町向田野浦○○ 地目:畠 850 m<sup>2</sup>について、所有権の移転を受け、太陽光発電事業に転用するもので、内容は、太陽光パネル180枚、5棟、発電量49.5kW規模です。

第60件から第61件は、譲受人が○○で、所有権の移転を受け、資材置場に転用する同一案件であるため、合わせて説明します。

第60件は、譲渡人 ○○及び○○、本郷町船木○○ 地目:田 620 m<sup>2</sup>、

第61件は、譲渡人 ○○、本郷町船木○○ 地目:田 745 m<sup>2</sup>、合計2筆、1,365 m<sup>2</sup> 及び転用許可済の併用地、田3筆、合計2,225 m<sup>2</sup>、総合計3,590 m<sup>2</sup>を資材置場に転用するもので、内容は、真砂土200 m<sup>2</sup>、バラス200 m<sup>2</sup>、石材200 m<sup>2</sup>、資材200 m<sup>2</sup>、製品100 m<sup>2</sup>、廃材200 m<sup>2</sup>です。

第62件は、○○から、○○合同会社が、本郷町南方○○外1筆 地目:田 合計1,529 m<sup>2</sup>に

ついて、所有権の移転を受け、太陽光発電事業に転用するもので、内容は、太陽光パネル 190 枚、10 棟、発電量 49.5kW 規模です。

最後に、各件の農地区分と許可基準についてお示しいたします。

農地区分については、全て第 2 種農地です。

許可基準についても、全て、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、農地法第 5 条第 2 項第 2 号「申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。

農地法、5 条許可申請についての説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

地元委員の調査報告は、現地確認書の提出をもってこれに代え、補足で意見のある委員は発言をしてください。

補足意見はありませんか。

・・・「意見なし」の声あり・・・

議長

補足意見がないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議長

質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。

農地法第 5 条の規定による許可申請、第 56 件から第 58 件を除く、第 54 件から第 62 件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は举手願います。

議長

全員举手であります。

よって、本案は原案のとおり許可決定することに決しました。

議長

次に、日程第 4 第 24 号議案を上程します。

非農地証明申請について、第 8 件から第 9 件を審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案書 6 ページをご覧ください。第 24 号議案 非農地証明申請について説明します。

第 8 件は、○○から、木原町○○ ほか 4 筆 地目：畑 合計 2,523 m<sup>2</sup>について、昭和 54 年に県外に転居して以降耕作放棄し、現況地目：山林として申請されています。

第 9 件は、○○から、深町○○ 地目：田 102 m<sup>2</sup>について、平成 5 年頃から耕作放棄し、現況地目：原野として申請されています。

申請地の農地区分は、いずれも第 2 種農地です。

非農地証明申請についての説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

地元委員の調査報告は、現地確認書の提出をもってこれに変え、補足で意見のある委員は発言をしてください。

補足意見はありませんか。

・・・「意見なし」の声あり・・・

議長

補足意見がないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議長

質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。

非農地証明申請、第 8 件から第 9 件の本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は举手願います。

議長

全員举手であります。

よって、本案は原案のとおり承認決定することに決しました。

議 長

以上、「審議事項」を終了し、続いて「報告協議事項」に入ります。  
事務局の説明を求めます。

事務局

1 農地法関係諸証明事務等について

- 農地法第3条の3第1項(権利取得の届出) 7件
- 農地法第4条の規定による農地転用届出受理 1件
- 農地法第5条の規定による農地転用届出受理 4件
- 農地転用(農業用施設)届出受理 1件
- 事業計画変更届出受理 1件
- 農地改良届出受理 2件
- 取下願 3件
- 非農地判断 1,506筆

2 その他

- 今後の日程  
令和6年第5回定例総会 5月24日(金)14時

議 長

その他、何かありませんか。  
無いようなので、これをもちまして総会を終了します。  
ご苦労さまでした。

閉会 午後2時29分

令和6年5月24日

議 長(会長)

議事録署名者

同 上